

千葉県報

定例
令和5年5月8日

主要目次

○ 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託

一

告

示

千葉県告示第九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
パーキング・チケット発給手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和五年五月八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

名称及び代表者の氏名	所在地	委託期間
株式会社セノン千葉支社 支社長 山下正喜	千葉市中央区新町一番地 一四パークアクシス千葉 新町三階	令和五年四月一日から令和 六年三月三十一日まで

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八